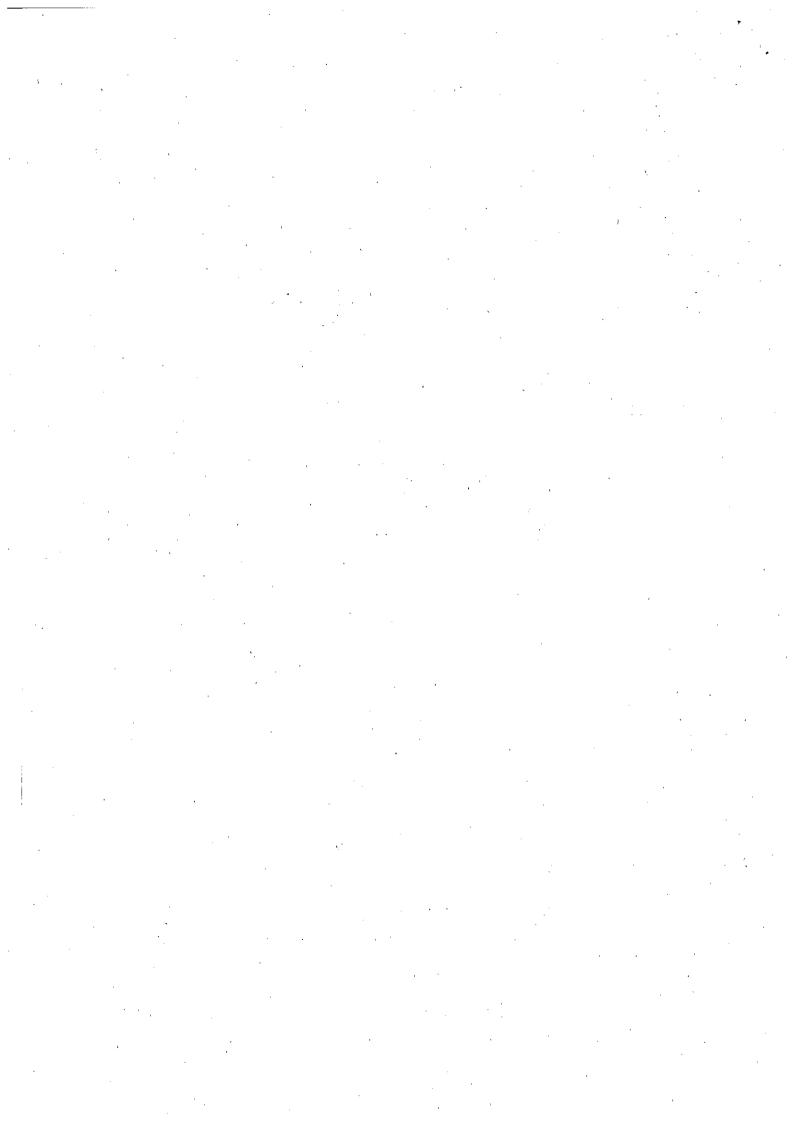
令和3年9月市議会 教育厚生委員会資料

第 99 号騰案 長崎市あぐりの丘条例

目次

1	│ 長崎市あぐりの丘条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 1~ 2
	(1) 条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· · -
	(2) 条例の施行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •	P 2
2	2 全天候型子ども遊戯施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 3∼ 4
	(1) 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 3
	(2) 入館者及び入館料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 3~ 4
3	3 今後のスケジュール(予定を含む。) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		P 5
	(1) 施設整備に関するスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 5
	(2) 指定管理に関するスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 5
4	長崎市いこいの里条例との比較表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P 6~13
5	。 既存店舗等・市民活動団体等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P14
6	i 市民活動団体等の建物利用の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		P15~16
7	□ 位置図等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • •	P17~21
Ta	【参考】① これまでの主な経緯 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		DOO
A. 3	② 来園者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	♥ 不固有数以性物		723

こども部水産農林部令和3年9月



1 長崎市あぐりの丘条例の概要

(1) 条例の概要

ア 設置目的(第1条)

子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するため。

具体的には、次に掲げる場を提供する。

- ●自然環境や全天候型子ども遊戯施設等を活かした遊び・体験ができる場
- ●子どもを中心として、すべての世代が集い、楽しみながら世代を超えた交流の 輪が広がる場
- ●自然の風や光、季節を体感するとともに、施設を活用しながら心身のリフレッシュを醸成する場

イ 施設名称(第1条)

長崎市あぐりの丘(以下「あぐりの丘」という。)

ウ 位 置(第1条)

長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町

エ 公の施設の範囲

23.0ha (区域図 (P18)、施設図 (P19) 参照)

才 供用開始日

令和4年10月28日(金)

カ 開園時間 (第6条、承認基準)

午前8時から午後6時までの時間帯を基本とし、1日10時間以上

(参考) 現在の「いこいの里」の開園時間

3月1日から11月30日まで	午前9時30分から午後6時まで
12月1日から翌年2月末日まで	午前10時から午後5時まで

キ 休園日(第6条) なし

(参考) 現在の「いこいの里」の休園日

3月1日から11月30日まで	なし
12月1日から翌年2月末日まで	毎週水曜日

ク 入園料及び駐車場使用料 無料

※上記カ・キ・クは、全天候型子ども遊戯施設を除く。

ケ 管理運営 (第4条)

あぐりの丘の管理運営については、次のとおり指定管理者制度を導入する。

- (7) 選定方法 公募
- (イ) 利用料金制 適用しない

(ウ) 指定管理者の指定期間

令和4年10月28日(金)から令和10年3月31日(金)まで(約5年5か月)

コ 指定管理者が行う業務(第5条)

- (7) あぐりの丘の利用に関する業務
- (4) あぐりの丘(全天候型子ども遊戯施設を除く。)の行為の許可に関する業務
- (ウ) あぐりの丘の宣伝及び利用促進に関する業務
- (エ) あぐりの丘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (オ) 上記に掲げるもののほか、あぐりの丘の運営に関して市長が必要と認める業務

【参考】指定管理者から提案を受ける事業

次の事項について、提案を求めることとする。

なお、施設の設置目的を勘案し、施設利用者の利便性向上や施設の魅力を高めるものと認められる指定管理者独自の自主事業について、提案できることとする。

- あぐりの丘(施設全体)
- ・自然を活かした遊び・体験ができるプログラムの提案
 - ・すべての世代が集い、楽しむことができるプログラムの提案
 - ・既存施設を活用した事業の提案
- 全天候型子ども遊戯施設
 - 子どもに精通したスタッフの配置など、施設運営に関する提案
 - 子どもの成長を育むようなプログラムの提案

サ 行為の制限(第9条)

使用料(第12条、別表第2)

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	18	261円
#1. マクラ B 東京 は映画の相影	1日	104円
業として行う写真又は映画の撮影	1月	1,613円
興行	1平方メートルにつき1日	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メート ルにつき1日	1,613円
集会、展示会その他これらに類するも の	1平方メートルにつき1日	12円

[※]全天候型子ども遊戯施設を除く。

(2) 条例の施行期日 (附則) 令和4年10月28日(金)

※あぐりの丘条例の制定に併せて、同日付で「長崎市いこいの里条例」を廃止する。

2 全天候型子ども遊戯施設

(1) 施設の概要

ア 設置目的(第2条)

あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

具体的には、次に掲げる場を提供する。

- ●天候や年齢、障害の有無等に関わらず、子どもが安全・安心に遊べる場
- ●子どもがのびのびと遊びながら健やかに成長できる場
- ●子ども同士の交流の輪が広がる場

イ 施 設 名 称 全天候型子ども遊戯施設

※全天候型子ども遊戯施設については、子どもたちに長く愛され、親しまれる施設としたいため、市民から愛称を公募する。

- ウ 供用開始日 令和4年10月28日(金)
- エ 開館時間 (第6条、承認基準) 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上
- 才 休館日 (第6条、承認基準)

毎週水曜日(学校の休業日を除く。水曜日が休日の場合は翌営業日)、年末年始

カ 入館者数 年間約10万1千人(見込み)

キ 構 造 鉄骨造平家建

ク 延床面積 1,753.67㎡

ケ 総 事 業 費 9 億 2 千万円 (予算ベース)

(2) 入館者及び入館料

ア 入館者及び入館料 (第7条、第8条、別表第1)

7 44 40	入館料(1人1回につき)			
入 館 者 	個人	団 体 (15人以上)		
子ども*1 (小学生まで) *子どもの保護者等が同伴する者	*2 250円	200円		
子どもの保護者等 (保護者又は、満 18 歳以上の付添人)	100円	80円		
*子どもを同伴する者	1001	001		
子どもの保護者等が同伴する満 18 歳未満の者 (中高生等)*子どもを除く。	100円	80円		

※1 「子ども」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

※2 1歳未満の者の入館料は無料。

イ 入館料の減免(第13条)

対象者	居住地	減免割合
高齢者(60歳以上)	市内	10割
	市内	10割
障害者及びその介護者	市外	5割
平日に市内の保育所、幼稚園、認定こども園等が利用する場合	市内	2割

ウ 入館料の考え方

全天候型子ども遊戯施設については、子どもが安心して遊具で遊びながら、好奇心、 想像力、自主性などを育む場を提供するために、子どもの遊びに精通したスタッフの配置や大型遊具の維持管理・更新など、施設のサービスを安定継続して提供していく必要があることから、利用者から一定の負担を求めるものとする。

入館料の積算に当たっては、長崎市の使用料・手数料の基本的な考え方に基づき、この施設がレクリエーション施設であるため、施設の維持管理に係る経費を公費と受益者で負担するという考えから 50%を受益者負担とし、子どもと大人の利用見込人数や利用比率を基に、次の計算式を用いて算出した場合、施設の主な利用者が子どもであることから、子ども 320 円、保護者 160 円となる。

【計算式】

入館料-全天候型子ども遊戯施設の維持管理費:利用目標人数×受益者負担率(50%)

しかしながら、長崎市としては「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」を目指す考えのもと、子育て世帯の負担を少しでも軽減するという観点と、保護者等については、ベンチや多目的スペースなどの利用による一定のサービス提供が受けられることなどを踏まえ、最低限度の負担として 100 円 (60 円の減額) とする。

また、子どもについても、保護者の減額した額を勘案し、250円(70円の減額)とする。

3 **今後のスケジュール(予定を含む。)** (1) 施設整備に関するスケジュール

	R2年度	2年度 令和3年度			令和4年度				
· 	1	4	7	10	1	4	7	10	1
既存建物解体工事					_			令和	
全天候型子ども遊戯施設 建設工事								— 4 年 10 月	
スロープ改修等工事		·					**-	28	
既存建物等改修工事								日供用開始	

(2) 指定管理に関するスケジュール

年月	市議会	内容
令和3年9月	9月議会	条例及び指定管理者候補者選定審査会予算の提案
1.2月		指定管理者公募
		<u> </u>
令和4年2月		公募締切
3月		選定審査(指定管理者候補者選定審査会)
	-	審査及び候補団体の決定
6月	6月議会	指定管理者の指定
	•	指定議案審査
		債務負担行為の設定
		補正予算議案審査
8月		協定書締結
		ightharpoonup
10月	,	指定管理業務開始(令和4年10月28日)
		•

長崎市いこいの里条例

(設置)

第1条 本市は、子どもを中心として、若者及び 高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多 様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を 提供することにより、子どもの健やかな成長を 育むとともに、市民のレクリエーションに資す るため、長崎市あぐりの丘(以下「あぐりの丘」 という。)を長崎市牧野町、四杖町、相川町及び 鳴見町に設ける。

(全天候型子ども遊戯施設)

第2条 あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、 想像力等を育むため、天候に左右されずに子ど もが安心して自由に遊び、交流等ができる施設 として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、満1 2歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者をいう。

(指定管理者による管理)

- 第4条 市長は、あぐりの丘の管理を地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第 3項の規定により、市長が指定するもの(以下 「指定管理者」という。)に行わせる。
- 2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方 法により、これを行うものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、 申請書に事業計画書その他市長が別に定める 書類を添付して、市長に提出しなければならな
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を 審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちか ら最も適当と認めるものを指定管理者として 指定する。
 - (1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) あぐりの丘の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(設置)

第1条 本市は、市民が土と自然に親しみながら 行うレクリエーション等の活動の場を提供し、 もつて市民の福祉の増進に資するため、長崎市 いこいの里(以下「いこいの里」という。)を長 崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町に設け る。

長崎市いこいの里条例

- (3) あぐりの丘の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件

(指定管理者が行う業務)

- 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うも のとする。
 - (1) あぐりの丘の利用に関する業務
 - (2) あぐりの丘(全天候型子ども遊戯施設を除 く。第9条第1項及び第3項、第11条並び に第16条において同じ。)の行為の許可に 関する業務
 - (3) あぐりの丘の宣伝及び利用促進に関する業務
 - (4) あぐりの丘の施設及び設備の維持管理に 関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、あぐりの丘の 運営に関して市長が必要と認める業務

(開園時間及び休園日)

- 第6条 あぐりの丘の開園時間及び休園日は、市 長の承認を得て指定管理者が定める。
- 2 前項の承認の基準は、あぐりの丘の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(全天候型子ども遊戯施設の入館者)

- 第7条 全天候型子ども遊戯施設に入館できる 者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 子ども(次号ア又はイに掲げる者が同伴する者に限る。)
 - (2) 次のア又はイに掲げる者(子どもを同伴する者に限る。)

ア 子どもの保護者

- イ 子どもの付添人(アに掲げる者を除く。) であって、満18歳以上のもの
- (3) 前号ア又はイに掲げる者が同伴する満18歳未満の者(子どもを除く。)

(入館料)

第8条 全天候型子ども遊戯施設の入館料は、別

表第1のとおりとする。

2 前項の入館料は、入館の際、市長に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行為の制限)

- 第9条 あぐりの丘において、次に掲げる行為を しようとする者は、指定管理者の許可を受けな ければならない。
 - (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行をすること。
 - (4) 広告物を掲出すること。
 - (5) 集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆 の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限 り、前項の許可(以下「行為の許可」という。) を与えることができる。
- 3 指定管理者は、あぐりの丘の管理上必要があると認めるときは、行為の許可について条件を付することができる。

(行為の不許可)

第10条 前条第2項に該当する場合において、 指定管理者が当該行為の許可につき公益上適 当でないと認めるときは、当該行為の許可をし ない。

(行為の禁止)

- 第11条 あぐりの丘においては、次に掲げる行 為をしてはならない。ただし、行為の許可に係 るもので指定管理者が特に承認したものにつ いては、この限りでない。
 - (1) あぐりの丘を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 木竹を伐採し、植物を採取し、又はそれら を損傷すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表

(行為の制限)

- 第2条 いこいの里において、次に掲げる行為を しようとする者は、市長の許可を受けなければ ならない。
 - (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行をすること。
 - (4) 広告物を掲出すること。
 - (5) 集会、展示会その他これらに類する催し を行うこと。
 - 2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用 に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項 の行為の許可を与えることができる。
 - 3 市長は、いこいの里の管理上必要があると認めるときは、第1項の行為の許可について条件を付することができる。

(行為の不許可)

第3条 前条第2項に該当する場合において、市 長が当該行為の許可につき公益上適当でない と認めるときは、当該行為を許可しない。

(行為の禁止)

- 第4条 いこいの里においては、次に掲げる行為 をしてはならない。ただし、第2条第1項の行 為の許可に係るもので市長が特に承認したも のについては、この限りでない。
 - (1) いこいの里を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 木竹を伐採し、植物を採取し、又はそれらを損傷すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を

示すること。

- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所において、たき 火、野営、汚物の放棄又は自転車等を乗り入 れ、若しくは駐車をすること。
- (8) 危険のおそれがあると認められ、又は他人 の迷惑となること。
- (9) その他あぐりの丘の管理上支障があると 認められること。
- ※「第20条」に記載

(使用料)

- 第12条 行為の許可を受けた者(以下「行為者」 という。)は、別表第2に定める使用料を市長に 納入しなければならない。
- 2 前項の使用料は、行為の許可の際に納入しな ければならない。ただし、市長が特別の理由が あると認めるときは、この限りでない。

(入館料等の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めると きは、入館料又は使用料(以下「入館料等」と いう。)を減免することができる。

(入館料等の返還)

第14条 既納の入館料等は、返還しない。ただ 第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、 し、市長が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。

(特別の設備等)

- 第15条 行為者は、指定管理者の許可を受けて 第10条 行為者は、市長の許可を受けなけれ 特別の設備をすることができる。
- 第16条 指定管理者は、あぐりの丘の管理上必 要があると認めるときは、行為者に対し、必要

表示すること。

- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車等を 乗り入れ、又は駐車をすること。
- (8) 危険のおそれがあると認められ、又は他 人の迷惑となること。
- (9) その他いこいの里の管理上支障があると 認められること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、いこいの里の損壊その他の理由 によりその利用が危険であると認められる場 合又はいこいの里に関する工事その他市長が やむを得ないと認める場合においては、区域及 び期間を定めて、いこいの里の利用を禁止し、 又は制限することができる。

第6条 削除

(使用料)

- │第7条 第2条第1項の行為の許可を受けた者 (以下「行為者」という。) は、別表に定める使 用料を納入しなければならない。
- 2 前項の使用料は、行為の許可の際に納入しな ければならない。ただし、市長が特別の理由が あると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるとき は、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

市長が特別の理由があると認めるときは、この 限りでない。

(特別な設備)

ば、いこいの里に特別な設備をし、又は変更を 加えてはならない。

な設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 行為者は、その権利を他人に譲渡し、 又は転貸してはならない。

(行為の許可の取消し等)

- 第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに 該当するときは、行為の許可を取り消し、又は 行為を停止し、若しくは制限することができ
 - (1) 偽りその他不正の手段により行為の許可 を受けたとき。
 - (2) 行為の許可の条件に違反したとき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違 反したとき。
- 2 前項の規定による処分によって行為者に損 害が生じることがあっても、市及び指定管理者 は、その責めを負わない。

(原状回復)

- 第19条 行為者は、その行為を終わったとき、 又はその行為の許可を取り消されたときは、直 ちに係員の指示に従い、その行為の場所を原状 に復さなければならない。
- 2 行為者が前項に規定する義務を履行しない ときは、市長が代わって行い、その費用を行為 者から徴収する。

(利用の禁止又は制限)

第20条 市長は、あぐりの丘の損壊その他の理 | ※「第5条」に記載 由によりその利用が危険であると認められる 場合又はあぐりの丘に関する工事その他市長 がやむを得ないと認める場合においては、区域 及び期間を定めて、あぐりの丘の利用を禁止 し、又は制限することができる。

(入館の制限)

- 第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当す る者に対して、全天候型子ども遊戯施設への入 館を拒み、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑にな る物品若しくは動物の類を携帯する者

長崎市いこいの里条例

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 行為者は、その権利を他人に譲渡し、 又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当す るときは、行為の許可を取り消し、又は行為を 停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により行為の許可 を受けたとき。
 - (2) 行為の許可の条件に違反したとき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違 反したとき。
- 2 前項の規定による処分によつて行為者に損 害が生じることがあつても、市は、その責めを 負わない。

(原状回復)

- 第13条 行為者は、第2条第1項に掲げる行為 を終わったとき、又はその行為を取り消された ときは、直ちに係員の指示に従い、その行為の 場所を原状に復さなければならない。
- 2 行為者が前項に規定する義務を履行しない ときは、市長が代わつて行い、その費用を行為 者から徴収する。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれが あると認められる者
- (3) 全天候型子ども遊戯施設の管理上支障が あると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者 (捐害賠償)
- 第22条 あぐりの丘を汚損し、毀損し、又は滅 失させた者は、市長の定めるところにより、そ の損害を賠償しなければならない。ただし、市 長がやむを得ない理由があると認めるときは、 この限りでない。

(市長による管理)

- 第23条 市長は、指定管理者の指定をすること ができないとき、又は指定管理者の指定を取り 消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止 を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわ らず、管理の業務を自ら行うものとする。
- 2 前項の場合における第6条第1項、第9条か ら第11条まで、第15条、第16条及び第1 8条の規定の適用については、第6条第1項中 「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは 「市長が別に」と、第9条から第11条まで、 第15条、第16条及び第18条第1項中「指 定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項 中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、 第6条第2項の規定は適用しない。
- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行 うこととし、又は同項の規定により行っている 管理の業務を行わないこととするときは、あら かじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項 第15条 この条例の施行について必要な事項 は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月28日から施行 する。ただし、第4項の規定は、公布の日から

長崎市いこいの里条例

(損害賠償)

第14条 いこいの里の施設、附属設備等をき損 し、又は滅失させた者は、市長の定めるところ により、その損害を賠償しなければならない。 ただし、市長がやむを得ない理由があると認め るときは、この限りでない。

(委任)

は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成10年7月18日から施行す る。

(以下略)

施行する。

(長崎市いこいの里条例の廃止)

2 長崎市いこいの里条例 (平成10年長崎市条 例第6号) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 前に前項の規定による廃止前の長崎市いこい の里条例の規定によりなされた行為の許可そ の他の行為は、この条例の相当規定によりなさ れたものとみなす。

(準備行為)

4 指定管理者の指定に関し必要な手続は、施行 日前においても行うことができる。

別表第1 (第8条関係)

-	入館料(1人1回につき)				
区分	個人	団体(15人			
		以上)			
子ども(1歳未	円	H			
満の者を除く。)	250	200			
子どもの保護者	100	8 0			
等					

備考 「子どもの保護者等」とは、第7条第2号 及び第3号に掲げる者をいう。

別表第2 (第12条関係)

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他こ れらに類するもの	1日	円 261
業として行う写真 又は映画の撮影	1日	104
	1月	1,613
興行	1 平方メートル につき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1 平方メートルに つき1日	1, 6 1 3
集会、展示会その他 これらに類するも の	1平方メートル につき1日	12

備考

- 1 使用料を算出する基礎となる面積が、1 平方メートルに満たないとき、又はその面 積に1平方メートル未満の端数があると きは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料を算出する基礎となる期間で月 を単位としているものは、その期間が1月 に満たないとき、又はその期間に1月未満 の端数があるときは、1月として計算す る。ただし、その期間が15日以内の場合 は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の使用料が100円に満たないものは、100円とする。
- 4 使用料に1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てるものとする。

長崎市いこいの里条例

別表 (第7条関係)

単位	金額
1日	
	102円
1月	1,584円
1 日	
	257円
1平方メートル	1.00
につき 1日	18円
広告表示面積1	
平方メートルに	1,584円
つき1日	
1平方メートル	
につき 1 日	12円
	1日 1月 1日 1平方メートル につき1日 広告表示面積1 平方メートルに つき1日 1平方メートル

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積 が、1平方メートルに満たないもの又はそ の面積に1平方メートル未満の端数があ るときは、1平方メートルとして計算す る。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が 1月に満たないもの又はその期間に1月 未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の使用料の額が100円に満たない ものは、100円とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てるものとする。

5 既存店舗等・市民活動団体等の取扱い

団体等	取扱い
既存の店舗等 ^{※i}	指定管理者の導入にあたり、行政財産の使用許可は全て令和4年8月末までを許可期間とする。 ただし、募集要項に「自主事業の実施にあたって、既存店舗等と協調が可能なものについては、選定後の指定管理者において調整をしてほしい。」旨を記載し、その際、市は、既存店舗等を紹介するなど指定管理者と既存店舗等の間の円滑な調整を支援する。
市民活動団体 ^{※2}	指定管理者の導入にあたり、市が推進してきた市民団体等の活動の場としての提供は令和4年8月末に終了する。 ただし、募集要項に「あぐりの丘の自然環境を生かした体験プログラムなどの自主事業の実施にあたって、現在の市民活動団体と協調が可能なものについては、選定後の指定管理者において調整をしてほしい。」旨を記載し、その際、市は、市民活動団体の活動を紹介するなど指定管理者と市民活動団体の間の円滑な調整を支援する。
幼稚園・保育所、	幼稚園、保育所、心身障害者団体などの園芸体験事業は令和4
心身障害者団体	年6月末に廃止とする。
などの園芸体験	なお、心身障害者団体への園芸体験等については、農業センタ
事業の関係団体	一での代替地を想定している <u>。</u>

^{※1} 現在、4者(5店舗)が、売店2店舗、ファストフード2店舗、乗馬1店舗を実施している。

^{※2 27}団体が、手芸、小物づくり、自然体験活動等を年数回~数 10回実施している。

6 市民活動団体等の建物利用の概要

(1) 既存の店舗等

エリア	建物 番号	延床面積 (m)	用途	備考
街	3	35. 00	売店	·
	5	14. 90	ファストフード	
	6	97. 56	売店	
	18	115. 89	ファストフード	
	41	15. 45	乗馬	受付
村	42	13. 25	乗馬	倉庫
TI	. 43	48. 50	乗馬	馬小屋
		4, 061. 00	乗馬	馬場

[※]建物番号は、施設図 (P19) の番号と同じ。

(2) 市民活動団体

エリア	建物番号	延床面積 (㎡)	区分	備考
街	2	103. 20	市民活動の発表の場	旧農産物直売所
;	38	104. 00	市民活動の発表の場	陶芸
村	39	60.00	市民活動の発表の場 木工	
		28. 00	オリーブ樹の植栽管理	臨時駐車場隣接斜面

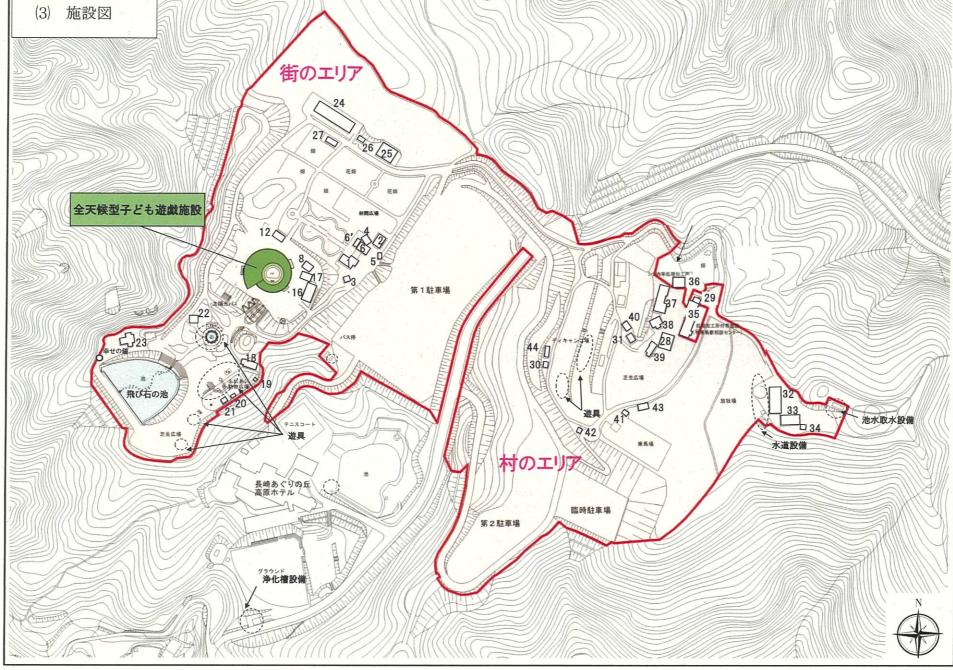
[※]建物番号は、施設図 (P19) の番号と同じ。

(3) 市民活動団体一覧表(27団体)

NO	区分	活動団体名	主な活動内容	活動 状況*
1	体験型	あぐり村	ものづくり教室(ペーパークイリング) 紙を使って、置物や装飾品をつくる体験	10~27 回/年
, 2	体験型	蔵運工房	ものづくり教室(ヒノキ等を使った飾りづくり)	0~ 4回/年
3	体験型	アロマで遊ぼう	ものづくり教室 (アロマ・蜜蝋づくり)	0~15 回/年
4	体験型	自然案内人まいまい	自然体験教室(ネーチャーゲーム)	0~ 4回/年
			自然観察会(流星観察会)	0~ 1回/年
5	体験型	ノマド	ものづくり教室(竹細工、門松づくり等)	7~39 回/年
6	体験型	かざり部	ものづくり教室(ウッドバーニング、ミニガーランドづくり等) 木製のスプーンやフォーク箸などに焼き目をつけて名前やデザインをつける体験。花や植物を使って紐状の装飾品をつくる体験	4~35 回/年
7	体験型	ハンドメイドクラブ	手芸教室 (羊毛フェルトづくり)	1~57回/年
8	体験型	ウール&コットンの会	手芸教室 (羊毛フェルトづくり)	0~6回/年
, 9	体験型	スクエアステップチーム	スポーツ体験(マット運動等)	2~ 4回/年
10	サホ・一ター型	あぐり楽しみ隊	活動者のサポート(活動準備やレイアウト設定)	0~61 回/年
11	体験型	アロマタッチングケア	ものづくり教室 (アロマオイルトリートメント[ア ロマを使った リラックス方法の体験])	0~ 2回/年
12	サポーター型	ガーデニングチーム	ガーデニング(門のエリアのガーデニング)	26~31 回/年
13	サボーター型	長崎オリーブ研究会	オリーブの栽培管理、オリーブの研修	4回/年
14	体験型	冬いちご	陶芸体験	14~37 回/年
15	体験型	トライアングル	ものづくり教室(木工小物づくり)	0~ 1回/年
16	体験型	ストレスケア長崎	癒し体験(ストレッチ)	0~1回/年
17	サボーター型	B塾	やってみよう (イベント時) のサポート	0~ 4回/年
18	体験型	葦かご	ものづくり教室(しおり、はがきづくり)	0~1回/年
19	体験型	北部ゆりの会	ものづくり教室 (布絵本づくり・読み聞かせ)	0~ 2回/年
20	体験型	nico ペt=	ものづくり教室 (ガラス塗り絵体験)	0~ 1回/年
21	体験型	月とびわの実	ものづくり教室 (布ナプキンづくり)	0~ 2回/年
22	体験型	シフォン color of life	ものづくり教室(パステルアート体験) パステルを使ってあぐりの自然などを絵に描く体 験	0~ 2回/年
23	体験型	長与ハーモニー愛好会	音楽教室(演奏会)	0~ 2回/年
24	体験型	スポーツ&エデュケーショ ン長崎	スポーツ教室 (キッズテニス等)	0~ 1回/年
25	体験型	ガールズスカウト長崎県第8団	ガールズスカウト野外活動(ネイチャーゲーム、 薪割り体験等)	1~ 3回/年
25			ものづくり教室(ウッドバーニング)	0~ 2回/年
26	体験型	MOKUSUTHAKŲ	木製のスプーンやフォーク箸などに焼き目をつけて名前やデザインをつける体験。	U- 2 G/

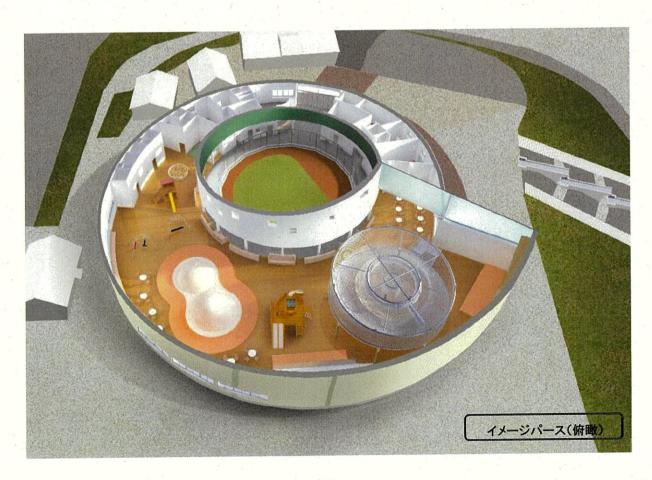
※活動状況は、H30~R2 の活動実績の最小値~最大値

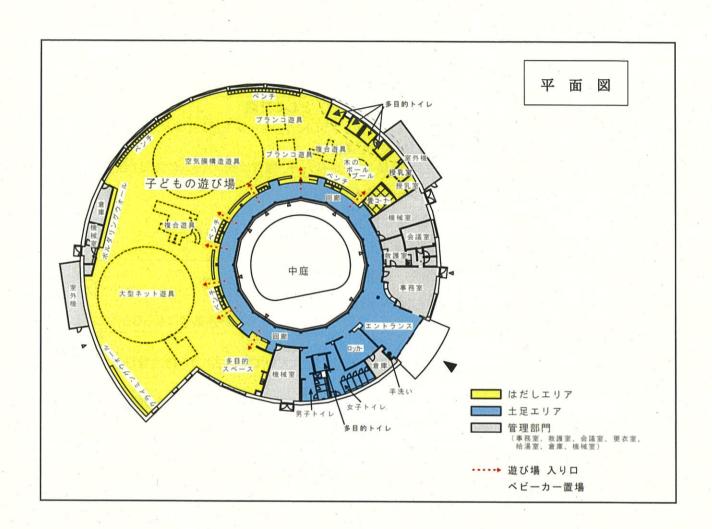
位置図



(4) 全天候型子ども遊戯施設のイメージパース等

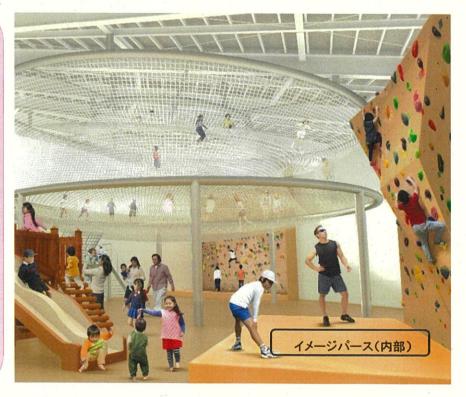






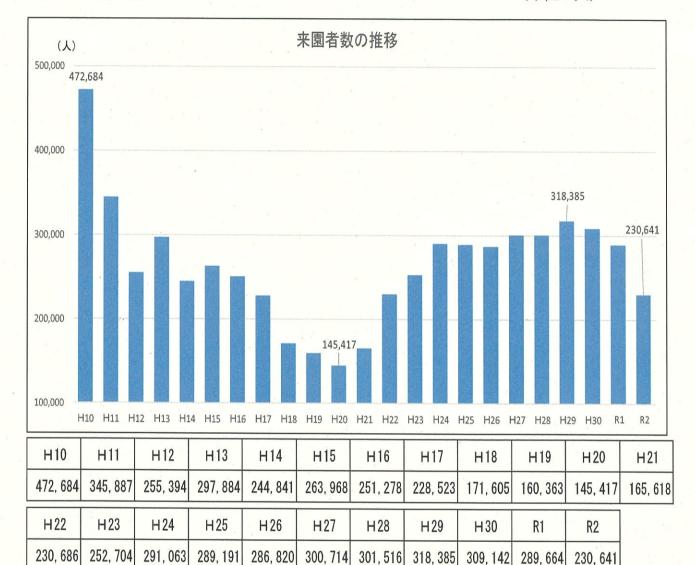
子どもの遊び場に設置する遊具

大型ネット遊具 クライミングウォール ボルダリングウォール 空気膜構造遊具 複合遊具 × 2 木のボールプール ブランコ遊具



【参考】 ① これまでの主な経緯

時期	內容		
平成 10 年 3 月	長崎市いこいの里条例制定		
平成 10 年 7 月	農業体験型施設「あぐりの丘」として開園 農畜産物加工施設(ミルクプラント、ソーセージ工房)、レストラン、ビール工房、 ミニ遊園地などを整備し運営 (維持管理は㈱長崎ファミリーリゾート、運営は㈱ファームの共同で運営を開始)		
平成 13 年 3 月	 柳長崎ファミリーリゾートの解散		
平成 13 年 4 月	市が維持管理(都市計画部が所管)		
平成 18 年 3 月	(耕ファームの撤退		
平成 18 年 4 月	維持管理に加え、運営も市の直営		
平成 18 年度	指定管理者制度導入検討 指定管理者制度導入を図ったが、提案業者が募集基準に至らなかった。		
平成 19 年度	指定管理者制度導入検討 指定管理者候補者が、議会審査において承認されず、指定管理者の導入には 至らなかった。		
平成 20 年度	平成 20 年度 農業体験型施設としての運営を強化するため水産農林部へ移管		
	いこいの里再整備計画を策定 「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び「食農教育」という具体的なコンセプトを掲げ、施設を整備		
平成 21 年度	村のエリアから街のエリアへ移設:管理事務所、料理体験教室、 ふれあい動物広場 街のエリア:ばら園の整備、子どもの遊具や広場整備、ふれあい動 物広場リニューアルオープン、親水広場オープン		
平成 25 年度	市民協働の取組みを開始		
平成 29 年度	水産農林部において、平成 30 年度からの指定管理者制度の導入に向けて 中成 29 年度		
平成 30 年度	施設の方向性を変更 「土と自然に親しむレクリエーションの場」から「遊びを通して子どもの成長をみんなで育む施設」へと施設の方向性を変更することを議会へ報告(平成 30 年 11 月)		
令和元年度	 指定管理者制度の導入を行うことを改正内容としている、未施行の「長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例」を廃止(令和元年6月) 全天候型子ども遊戯施設の基本計画策定(令和2年3月) 		
令和2年度	全天候型子ども遊戯施設の実施設計を実施		
令和3年度	全天候型子ども遊戯施設の建設工事に着手		



[※] H10~12 は、㈱ファームによる数値

[※] H13 以降は、市による数値(車両台数に、平日:2.2 人/台 土日祝日:3.9 人/台を掛けて算出したもの)